グローバル社会における平和構築のための大学間ネットワークの創成 一女性の役割を見据えた知の国際連携—

平成 26(2014)年度

「平和構築分野における国際調査報告書」

「女子教育・基礎教育分野における国際調査報告書」

2014年12月

お茶の水女子大学 グローバル協力センター

はじめに

お茶の水女子大学グローバル協力センターでは平和構築にかかわる研究調査活動を 全学的に推進することを目標の一つと掲げ、「グローバル社会における平和構築のため の大学間ネットワークの創成一女性の役割を見据えた知の国際連携一」事業の一環と して平成 23 (2011)年度から大学院生を対象に公募による平和構築と人間の安全保障 に関する国際調査を実施しております。

また、本学卒業生の故野々山惠美子様の遺贈により設立された「アフガニスタン・ 開発途上国女子教育支援事業野々山基金」事業の一環として、平成24(2012)年度に は開発途上国の女子教育・基礎教育分野における国際調査を開始しました。

本年度は、慎重な審査の結果、平和構築分野で3件を採択いたしました。欧州、ア フリカ地域において、多岐にわたる調査が実施されました。その成果を本冊子にて報 告いたします。

今後も、これらの調査結果を学内外に発信し、学内での平和構築、人間の安全保障、 教育開発にかかわる研究調査をさらに充実していきたいと考えております。

末筆になりましたが、本調査実施にあたってご協力いただいた皆様に深く感謝申し 上げます。

2014年12月

お茶の水女子大学 グローバル協力センター長 北林 春美

目 次

はじめに

I 国際調査の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	1
1. 実施概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	3
2. 採択者、調査内容一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	5
Ⅱ 調査報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••	7
「ジェンダー・センシティブな視点からみたルワンダ・ガチャチャ裁判」 ・・	•••	9
中村千鶴(ジェンダー社会科学専攻M2)		
調査先:ルワンダ共和国		
「ルワンダ東部農村地域における妊娠可能年齢女性の栄養状態と		
食物へのアクセス」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	21
柳沢あゆみ(ライフサイエンス専攻M1)		
調査先:ルワンダ共和国		
「フランス、アルザス地方におけるイスラーム空間の創出		
―ストラスブール・大モスク建設を事例に―」 ・・・・・・・・・・・	• ;	33

佐藤香寿実(ジェンダー社会科学専攻M2)

調査先:フランス共和国

I 国際調査の概要

1. 実施概要

平成26年度グローバル協力センター 「グローバル社会における平和構築のための大学間ネットワークの創成 一女性の役割を見据えた知の連携一」事業による 平和構築分野における国際調査

(1) 趣旨

グローバル協力センターが、グローバル社会における平和構築を目指し先進国および開 発途上国の大学等との国際的ネットワーク創成を目的として実施する、「グローバル社会に おける平和構築のための大学間ネットワークの創成一女性の役割を見据えた知の連携一」 事業の一環として、本学の大学院生による国際調査を公募にて実施する。

(2) 対象分野

ポスト・コンフリクト地域の平和構築または開発途上国の人間の安全保障に資するテー マ・分野。

* 女性、子どもの支援に関する分野、大学間の連携を促す目的の調査が望ましい。

* 途上国のみならず、欧米諸国を拠点とする平和構築関連機関等の調査も可。

* 平成 27 年 1 月 31 日までに終了する調査を対象とする。

(3) 対象者

博士前期課程および後期課程に在籍する学生(休学中のものを除く)。

- * 本プログラムへの申請件数は1人につき1件です。1件につき支援可能な渡航回数は 1回。
- * 平成 23 年度から 25 年度までに過去 2 回以上、本プログラムによる支援を受けた者 は申請できない。応募者多数の場合は 1 回目の応募者を優先する。

(4) 調査費用

航空運賃が25万未満の場合は実費、25万円以上の場合は25万円を本学およびグローバル協力センターの規定により支給する。

平成 26 年度

「アフガニスタン・開発途上国女子教育支援事業野々山基金」による 女子教育・基礎教育分野における国際調査

(1) 趣旨

平成 24 (2012) 年アフガニスタンをはじめとする困難な状況にある開発途上国に対し て何ができるかを調査、研究、実践するため、本学内に「アフガニスタン・開発途上国女 子教育支援事業野々山基金」が設立された。本基金を通じて本学大学院生による開発途上 国における女子教育・基礎教育分野の国際調査を学内公募にて実施する。

(2) 対象分野

開発途上国の女子教育および基礎教育、ノンフォーマル教育に資する国際調査。 * 開発途上国のみならず、欧米諸国を拠点とする女子教育関連機関等の調査も可。 * 平成 27 年 1 月 31 日までに終了する調査を対象とする。

(3) 対象者

博士前期課程および後期課程に在籍する学生(休学中のものを除く)。

- * 本プログラムへの申請件数は1人につき1件。1件につき支援可能な渡航回数は 1回。
- * 平成 23 年度から 25 年度までに過去 2 回以上、本プログラムによる支援を受けた者 は申請できない。応募者多数の場合は 1 回目の応募者を優先する。

(4)調査費用

航空運賃が25万未満の場合は実費、25万円以上の場合は25万円を本学およびグローバル協力センターの規定により支給する。

2. 採択者、調査内容一覧

【平和構築分野】

氏名	所属	調査期間	調査先	テーマ
中村千鶴	人間文化創成科学	2014/8/6	ルワンダ	ジェンダー・センシティ
	研究科ジェンダー	$\sim 8/28$	共和国	ブな視点からみたルワ
	社会科学専攻 M2			ンダ・ガチャチャ裁判
柳沢あゆみ	人間文化創成科学	2014/8/18	ルワンダ	ルワンダ東部農村地域
	研究科ライフサイ	$\sim 8/31$	共和国	における妊娠可能年齢
	エンス専攻 M1			女性の栄養状態と食物
				へのアクセス
佐藤香寿実	人間文化創成科学	2014/8/30	フランス	フランス、アルザス地方
	研究科ジェンダー	$\sim 9/28$	共和国	におけるイスラーム空
	社会科学専攻 M2			間の創出
				ーストラスブール・大モ
				スク建設を事例に―

(調査出発日順)

【女子教育・基礎教育分野】

採択者なし。

Ⅱ 調査報告

ジェンダー・センシティブな視点からみたルワンダ・ガチャチャ裁判

Gacaca Courts in Rwanda Observed from the Gender Sensitive Perspective

人間文化創成科学研究科

ジェンダー社会科学専攻 M2 中村千鶴

1. 要約

(和文)

東アフリカに位置し、「千の丘の国」と呼ばれるルワンダ共和国は1994年に悲劇的なジ エノサイドを経験した。新政権はコミュニティ・レベルの民衆司法である「ガチャチャ裁 判」を法制度化によって導入し、国民に参加を義務づけた。コミュニティに着目したガチ ャチャ裁判は、世界的に見ても移行期正義の手法としては唯一無二の取り組みであるが、 ジェンダー・センシティブな先行研究は少ない。本調査の目的は、ガチャチャ裁判の実行 過程を、特にジェンダーの視点から把握・考察することである。調査地域は首都キガリと 南部州フエ県である。

ジェノサイド直後、ルワンダ政府はジェンダーに基づく暴力(Gender-Based Violence: GBV)を極めて深刻なジェノサイド罪として認めた。よって GBV は、ルワンダ国際刑事 裁判所(International Criminal Tribunal for Rwanda: ICTR)および国内裁判所の管轄とされ たが、2008年の法改正によって、ガチャチャ裁判で扱われることになった。

本調査では、以下の2点を検討した。GBV ケースはガチャチャ裁判でどのような形式で 審理され、そのメリットとデメリットは何だったのか。また、ガチャチャ裁判は女性たち にどのような影響をもたらしたのか。調査を進める中で、2つの注目すべき点が見られた。 第1に、ジェノサイド後、女性たちが証言者や判事として、多様な形でガチャチャ裁判へ 参加していたことだ。第2に、ガチャチャ裁判において、GBV ケースが例外的に非公開形 式で審理されていたことである。

考察では、GBV ケースの審理における非公開形式の採用は、裁判の迅速化を可能にした が、被害者がコミュニティで被害を公表することの困難は払拭されなかったと結論づけた。 また、ガチャチャ裁判に参加することで女性たちは社会における新たな機会を獲得したが、 それとルワンダにおけるジェンダー主流化との因果関係については、さらなる調査を要す る。

(英文)

The Republic of Rwanda, "Country of thousands of hills" located in East Africa, experienced a tragic genocide in 1994. After that, the new political power introduced "Gacaca courts", a community-based people's justice system. The system was established as a part of judicial system, therefore, all of Rwandan citizens must fulfill their duties to participate in it.

It is said that this unique *Gacaca courts* system was one of the methods of transitional justice. However, there are only a few gender sensitive studies of *Gacaca courts*. This study aims to understand and analyze *Gacaca courts* from the gender sensitive perspective. My data are based on fieldwork conducted in Kigali and Huye, the two main cities of Rwanda.

The following questions are examined. How were gender based violence (GBV) cases handled in community-based *Gacaca courts* and what were the advantages or disadvantages of it? How did *Gacaca courts* affect women?

After the genocide, the Rwandan government regarded GBV as a severe genocidal crime. Accordingly, GBV cases were within the jurisdiction of International Criminal Tribunal for Rwanda (ICTR) and Rwandan ordinary courts. However, due to the revision of the law, GBV cases became to be handled in *Gacaca courts* in 2008.

Two remarkable points were found. First, women played various roles such as witnesses and judges in *Gacaca courts*. Second, for GBV cases *Gacaca courts* adopted closed sessions hence altering its popular character.

This study concludes that the use of closed sessions made possible speedy trials, however, it did not help resolving victims' fear of stigma. Although participating *Gacaca courts* promoted women's new roles in the society, further study is necessary to confirm the relationship between *Gacaca courts* and gender mainstreaming in Rwanda.

2. 現地調査期間: 2014年8月6日~8月28日

3. 調査背景

ルワンダは今年4月、1994年の「トゥチ民族に対するジェノサイド」から20年の節目 を迎えたが、過去の大規模な人権侵害についていかに「正義」を追及するべきかという「移 行期正義」(Transitional Justice)の課題に直面している。2005年から2011年の間には、ル ワンダ全土で司法制度化された、コミュニティ・レベルでの「ガチャチャ裁判」(Gacaca Courts)が行われた。その目的は、①虐殺時に何が起こったのか、真相を究明すること、 ②虐殺や人権侵害の罪を迅速に裁くこと、③不処罰文化と闘うこと、④国民統合と和解に 貢献すること、⑤ルワンダ人が自分たちの問題を解決する能力を(国際社会に)証明する ことであった(National Service of Gacaca Courts 2012)。

先行研究ではガチャチャ裁判が移行期正義のひとつの手法と捉えられ、様々な批判的議 論がなされているが、ジェンダー・センシティブな議論は依然として少ない。ルワンダの ジェノサイドでは旧ユーゴスラヴィアの民族浄化と同様に、GBV が特定の集団を破壊する ための武器として大規模かつ戦略的に用いられた。

そのため、GBVは、ジェノサイド罪の中でも深刻なケースとして ICTR および国内裁判 所の管轄とされたが、2008 年の法改正によって、ガチャチャ裁判で取り扱われることに なった。

一般的に被害者の心情やプライヴァシー保護の観点から厳密な非公開空間で審理されるべきケースが、コミュニティ・レベルで実行されるのに伴い、さまざまな困難が 生じたと思われる。ガチャチャ裁判における GBV ケースについて、当時の状況を整理 する必要がある。

4. 調査目的

本調査は、「ガチャチャ裁判」の実行過程を、特にジェンダーの視点から把握・考察す ることを目的とする。ジェンダーの視点とは、ルワンダ・ジェノサイドのサバイバーであ る女性および GBV に着目することである。ルワンダ・ジェノサイドの特徴の1つといえ る GBV のケースがガチャチャ裁判でどのように審理されたのか。また、ガチャチャ裁判 の実施は女性たちにどのような影響を与えたのか。ルワンダを訪れ、聴きとり調査や文献 収集を行うことで、当時の状況と今日の社会状況を汲み取り、ジェンダー・センシティブ な移行期正義および平和構築のあり方に関する議論を喚起したい。

5. 調查方法

聴きとり、文献収集およびルワンダ各地のジェノサイドメモリアルの訪問を行った。ま ず、ジェンダーの視点からみた移行期正義およびガチャチャ裁判について聴きとりが可能 だと判断した政府機関、教育機関、NGO、研究者などを選定し、渡航前に訪問許可を得た。 現地での紹介によって訪問の機会を得た研究者などを含め、ルワンダ人男性4人、ルワン ダ人女性7人、日本人男性2人、日本人女性1人を対象に聴きとりを行った。

あらかじめ協力者の所属別に用意した質問票に沿って、半構造化インタビューを行い、 その時の状況によっては、構造化されていないインタビューを行った。調査場所は首都キ ガリ市と南部州フエ県である。また、ポスト・ガチャチャ裁判期である今日の状況を知る ために、関連文献や新聞記事、パンフレットなどの資料収集を行った。さらに、ガチャチ ャ裁判のアーカイブに関する最新動向を知る手がかりを得るために、6 つのジェノサイド メモリアルを訪問した。

6. 調査結果

(1) ガチャチャ裁判設立の背景と「強かん」の定義をめぐる議論

アドホックな国際刑事裁判所である ICTR は 1994 年に国連安保理の主導で設立された。 この時期、ルワンダ政府内では GBV の問題が議論されていた。1995 年 11 月にルワンダ 政府が主催したキガリ国際会議(Kigali International Conference)では、国内および国 際社会の関係者がジェノサイドにかかる不処罰の根絶と説明責任について対話を行った。 そこでは、ジェノサイドの中で強かんされた女性たちが、サバイバー集団の中でも特に強 調して言及がなされた。そして、「強かん、殺人、他の深刻な犯罪は特に厳しく処罰するべ きだ」という結論が出されたという(Kaitesi 2014)。

キガリ国際会議の数カ月後には、1990年10月1日から当時までにルワンダ国内で行わ れたジェノサイド罪と人道に対する罪を起訴する法律の草案が提出された。それは後に犯 罪者のカテゴリー分けをする上でのたたき台となった。草案では、GBV が最も軽微な「財 産に関する攻撃」の次に軽微な犯罪としてカテゴリー分けされていた。このことに多くの 男性・女性国会議員は拒否反応を示したという。さらに、1人の女性議員が「強かん」は 狭すぎる概念であると指摘した。想像を絶するほどの、様々な「性器官に対する拷問」が 横行していたこと、GBV をふるわれた被害者の年齢や性別が一様ではなかったことも考慮 された(Kaitesi 2014)。最終的に、「強かん」と「性器官に対する拷問」という文言が採用 され、これらの犯罪はカテゴリー1に分類された。 このとき、「ジェノサイドの最中の『強かん』とは何を意味するのか?」という新たな 難題が浮上したといえるだろう。その後、ICTR の判決では国際法上で明確な定義のなか った強かんについて、「強制的な条件の下で人に対して行われる性的性質の物理的侵害」と 定義がなされている(ICTR 判決 1998)。

(2) ガチャチャ裁判とは

①概要

ルワンダでは 1994 年のジェノサイド後、移行期正義が 3 つのレベルで追及された。前述の ICTR、NGO やドナー国の司法制度支援を受けた国内裁判所、そしてルワンダ政府の 発案とされているガチャチャ裁判である。ガチャチャ法と呼ばれる国内法の施行により、 成人市民の全員参加が義務付けられた。2005 年から 2012 年まで、全土で約 200 万件もの 審議が行われた。

ガチャチャ裁判は、地方行政区分ごとに成人市民が判事を選び、情報を収集し、罪状決 定に関与する民衆司法だといえる。ルワンダ全土で約 17 万人が判事に選ばれたが、その 資格は、法律家、NGO 職員、政治家、警察・軍関係者、聖職者以外の、21 歳以上のルワ ンダ人であった。上記の条件を満たす人物の中から、物質損害を除いたジェノサイド罪を 犯していない、正直で信頼に足る高潔な人物、キニャルワンダ語で「イニャンガムガヨ」 (Inyangamugayo) が判事になりうる。

ただし、ガチャチャ裁判は現政権の中核を占める元ルワンダ愛国戦線(Rwandan Patriotic Front: RPF)メンバーが犯した人権侵害行為を裁くメカニズムを持たず、審理対象は旧ハビャリマナ政権(1973~1994年)側が行った犯罪に限定されていた。2008年の最後の法改正により、犯罪の第1カテゴリーがジェノサイドの指導、組織、扇動、GBV、第2カテゴリーは殺人と殺人に至らない身体攻撃、第3カテゴリーは物的な損害や略奪とされた。最終的にガチャチャ裁判は全てのカテゴリーを対象とし、最高刑は終身刑であった。罪状決定では、公益労働刑による大幅な減刑が適用されることが特徴といえる。

本調査では、ガチャチャ裁判の設立期を1995年から2004年、施行期を2005年から2011 年、2012年6月の閉会から現在に至るまでをポスト・ガチャチャ裁判期と区分した。

②ガチャチャ裁判の一般的理解

今回の聴きとりによって、伝統的なガチャチャをアレンジした「ガチャチャ裁判」が、 ルワンダの人々にとって理解しやすく、なじみやすいものと捉えられていることが分かっ た。年代や社会的立場を問わず、多くの人々がガチャチャのことを「伝統的な」、「ルワン ダ独自の」紛争解決方法だと説明した。「ウルチャチャ」「アガチャチャ」「ウムチャチャ」 など様々な呼び方でガチャチャは親しまれてきた。

ガチャチャとはキニャルワンダ語で「芝生」を意味する。それもただの芝生ではなく、 「議論をするのに最適な場所」という意味合いであるようだ。ガチャチャと聞くと、木陰 の芝生の上で人々が集って話し合う光景がイメージされるという。元来、ガチャチャとは 地域共同体における、私的なもめ事を裁くシステムを指し、植民地期以降は公的な司法体 系の補完組織として位置づけられてきた(武内 2008)。私的なもめ事とは、例えば家庭内 の離婚、相続の問題や、近隣住民間の金銭をめぐるトラブルである。 しかし、ジェノサイド後のガチャチャ裁判は、コミュニティ・レベルで虐殺に関わった 者を裁き、量刑を言い渡す刑事裁判である。よって、ジェノサイド以前の「ガチャチャ」 とジェノサイド罪を裁く目的で行われた「ガチャチャ裁判」の内実は大きく異なる。

③ガチャチャ裁判設立期(1995年~2004年)

ジェノサイドの引き金となった大統領機撃墜から約 100 日後、1994 年 7 月 18 日に RPF がルワンダを制圧し、戦争終結宣言を行ったことで「トゥチ民族に対する大虐殺」は終息 した。その後、新政権は刑務所にあふれかえっている虐殺に関わった者たちの処遇に頭を 悩ませることになった。国内裁判所は汚職や抑圧の歴史を抱え、ジェノサイド後には弁護 士や検事などの法律家が絶対的に不足している状況であった。当時、「国内裁判所で裁判を 行った場合、100 年以上の時間を要する」と試算されたほどであった。

1995年、ビジムング政権は恩赦を検討するも、復讐行為を助長するという理由で廃案と なった。しかし、この時期に政権内ではガチャチャ裁判の原型となるアイディアが生まれ ていたと推測される。1994年のジェノサイド終焉直後から政府主導で、研究者たちを交え た移行期正義のプロジェクトチームが発足されていたことがわかっている。

ここでは、ルワンダのジェノサイドの特異性に注目する必要があるだろう。例えば、1995 年から 2000 年まで南アフリカで行われた真実委員会は、移行期正義の代表的な先例とし てよく知られる。シエラレオネ、東ティモール、ペルーなどが南アフリカ方式を応用する 形で真実和解委員会を設立した(阿部 2008)。しかし、これらの真実(和解)委員会は 8 年から 34 年という長い期間に起こった人権侵害を調査対象としていた。

一方、ルワンダのジェノサイドでは、約100日間という短期間に、覆面もしていない集 団が同じコミュニティに暮らしてきた隣人たちを襲撃した。現政権に比較的近い立場にい る研究者と政府関係者は、「皆、何が起こったのかを目撃していたから、真実を追求する必 要は無かった」と述べた。ルワンダ政府が必要としたのは真実委員会ではなく、「和解と処 罰」であったといえる。

(3) ガチャチャ裁判と女性

①ジェノサイド未亡人への支援

ガチャチャ裁判の施行期に加害者として起訴・審理された者の男女比は 9 対 1 であり、 ルワンダ・ジェノサイドで罪を犯した者の大部分が男性であったことがわかる (表 1)。ジ ェノサイド後、夫が殺害された女性や、夫が加害者として刑務所に入れられた女性に世帯 の運営責任が課されることとなった。なかでも未亡人は夫の殺害の目撃者であり、また自 身も GBV の被害者である場合が多かった。そこで、ジェノサイド未亡人や孤児に対する 支援は急務であった。

ジェノサイド未亡人や孤児の支援に特化した現地 NGO として最も著名なのは Avega (Association des Veuves du Genocide Agahozo) という組織である。1995年、50人の未亡 人たちが Avega を設立した。Avega はジェノサイドによって被害を受けた女性たちの声を 代表し、ガチャチャ裁判の施行にも影響を与えてきたことでも知られている。ルワンダ国 内に 5ヶ所の活動拠点を持ち、今回の調査ではルワンダ第2の都市、南部州フエ県にある Avega South で聴きとりを行った。 Avega South はフェ県の8つの地区を活動地域とし、ンゴマセクター(セクターは人口数 千~1万人規模の地方行政区分)の初等裁判所と同じ建物の中で隣接していた(写真1,2)。 ちなみに、キガリにある Avega 本部は、ジェノサイドの撲滅を掲げる政府組織 CNLG (National Commission For The Fight Against Genocide) に隣接する(写真3)。これらの立地 条件は偶然であるそうだが、NGO である Avega が、地方裁判所や政府組織と密に協働しう る環境にあることを示すだろう。

	ガチャチャ裁判で審理された容疑者の人数									
小国	全体	男性	%	女性	%					
東	195,877	177,740	91	13,137	9					
南	480,286	431,154	90	49,132	10					
西	$207,\!695$	188,346	91	19,349	9					
北	56,480	51,984	92	4,496	8					
キガリ市	62,899	$57,\!350$	91	5,539	9					
合計	1,003,227	906,574	90	96,653	10					

表 1 男女別の容疑者人数(National Service of Gacaca Courts 2012 を元に作成)



写真1 Avega South 事務所



写真 2 ンゴマ初等裁判所(左)と Avega South



写真3 キガリ市、CNLGと Avega 本部(奥)

②女性のガチャチャ裁判への参加

先述したように、虐殺に関与してガチャチャ裁判で審理された者の大部分を男性が占め ていたことは、女性がイニャンガムガヨとして判事に選出されるケースの増加をもたらし た。また、多くの女性たちが夫や家族を殺された被害者として、ガチャチャ裁判で証言を することを求められた。そこで Avega は活動の一環として、ジェノサイド未亡人たちがガ チャチャ裁判に判事や証言者として参加することを支援してきた。活動地域のコミュニテ ィに心理療法士を派遣し、女性たちの相談に乗りながら、心のケアをしたのである。Avega を含む 17 の NGO をまとめる Ibuka も同様の活動に注力してきた。

判事になった場合、毎週1回の会議への参加が義務付けられる。用事があって会議に参 加できないときは、事前に申告すれば欠席できるとはいえ、世帯運営を担い、子どもと両 親の世話や家事で忙しい女性たちにとって、判事になることは容易でなかっただろう。判 事に選出された場合、それを受諾するかどうかは個人の判断に任される。

また、特に被害者や目撃者としてガチャチャ裁判で証言する場合、外傷後ストレス障害 (Post traumatic stress disorder: PTSD) への対処が必要不可欠であった。証言者たちは、過 去を思い出すことで不安、恐怖、不信感、悲しみ、憎悪、孤独感を抱くからである。ガチ ャチャ裁判が進行する中、裁判に参加する女性たちを心理療法士が精神的に支えた(Ibuka 2007)。

以上のように、判事や証言者としてガチャチャ裁判に参加することは、女性たちにとっ て体力的、精神的に重い負荷がかかった。それでも参加をした人々の動機はいかなるもの だったのだろうか。あるルワンダ人女性は、「参加しなければ、加害者の証言のみが真実に なってしまうから…それに、愛する家族が、どこでどのように殺されたのかを知るためじ ゃないかと思う」と語った。

③ガチャチャ裁判における GBV ケース

2008年、ガチャチャ法が改正され、それまで ICTR および国内裁判所で裁かれていた「強 かんや性器官に対する拷問を行った者と共犯者」がセクターレベルのガチャチャ裁判で審 理されることになった(表 2)。その主な理由は、裁判の迅速化であったとされる。しかし、 GBV ケースがガチャチャ裁判で扱われると、「自分の受けた GBV の被害の公表を決心した」 女性の存在をコミュニティの住民たちが知ることとなる。当時、Avega や Ibuka、ルワン ダトラウマカウンセラー協会などがそれに反対する意思を表明したが、大々的なキャンペ ーンが行われることはなく法律は通過した(Human Rights Watch 2011)。

コミュニティ・レベルの民衆司法であるガチャチャ裁判だが、GBV のケースは例外的に 非公開の空間で審理された。参加できるのは判事、被害者、加害者、トラウマカウンセラ ー、セキュリティーのためのガードマン、そして目撃者である。目撃者は証言を終えたら その場から去る(図1)。

この非公開形式は被害者の心情やプライヴァシー保護の観点から導入されたが、多くの被害者が参加することに気が進まなかったと報告されている。なぜなら、同席する判事たちがコミュニティ内部の人々だからである(Human Rights Watch 2011)。

今回の調査では GBV ケースのガチャチャ裁判で証言をした被害者へのインタビューは できなかった。しかし、判事に選ばれた人々に対するトレーニングの指導を経験した女性 は、非公開形式は「被害者の尊厳を守るため」のものだったと語った。さらに彼女は、も し通常のガチャチャ裁判と同様の形式で GBV ケースが扱われた場合、コミュニティの隣 人たちでいっぱいの空間は、被害者にとって、広すぎるのと同時に、狭すぎただろうと指 摘した。したがって、次のように一定の評価をしている。「ガチャチャ裁判とガチャチャ裁 判で GBV ケースを裁く方法について、国内外で賛否両論があることは知っている。しか し、これがルワンダの現実に対応した最善のやり方だった」。

カテゴリー	サブカテゴリー	罪	法廷
	-	ジェノサイド罪あるいは人道に反する罪を計画した者、また	
	1	その首謀者。共犯者も含む。	日中ナナル
		国家、州レベルの行政機構、政党、軍、憲兵隊、宗教団体、	国内または
	2	民兵組織のなかで指導的地位にあり、ジェノサイド罪あるい	ICTR
		は人道に反する罪を犯すか、他人を促して罪を犯させた者。	
1	0	ジェノサイド罪あるいは人道に反する罪の扇動、指示、また	
	3	は指導者的役割を担ったもの。共犯者も含む。	
		準州、コミューンレベルの行政機構、政党、軍、憲兵隊、民	
	4	兵組織のなかで指導的地位にあり、ジェノサイド罪あるいは	
		人道に反する罪を犯すか、他人を促して罪を犯させた者。	
	5		
	-	殺戮や過度に残酷な行為によってよく知られた殺人者。共犯	
	1	者も含む。	
	2	拷問を行った者。相手が死に至らない場合も、また共犯者も	セクター
	2	含む。	200-
	3	死体に対して非人道的な行為を行った者。	
2		殺人リストに対象者の名を載せるよう命令する、あるいは他	
Z	4	人にそれを促した者、または殺害に至る攻撃を行った者、共	
		犯者も含む。	
	~	殺人を意図して攻撃したが、被害者が死亡しなかった場合。	
	5	共犯者も含む。	
	C	殺害する意図なしに他者を攻撃するか、攻撃を助けた者。共	
	6	犯者も含む。	
		財産に関する攻撃だけを犯した者。ただし、この基本法実施	
3		時点で、被害者あるいは公的機関と和解が成立した者につい	セル
		ては、同じ事実について起訴されることはない。	

表 2 ガチャチャ裁判における、ジェノサイド罪およびその他の人道に反する罪のカテゴリー 分け(片山 2012 より引用、一部変更)

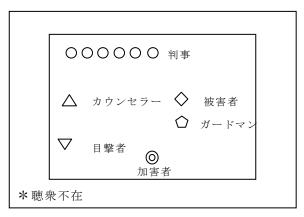


図1 GBV ケース審理時の非公開空間内部(聴きとりを基に著者作成)

④生活へのインパクト

ガチャチャ裁判で加害者として量刑を科された人々は、公益労働や賠償の義務を継続的 に抱えることになった。そして被害者にとっても、ガチャチャ裁判を通して向き合った加 害者との関係性は続く。ガチャチャ裁判は女性たちに、どのような影響をもたらしたのだ ろうか。

まず、判事として選ばれた人々は、ガチャチャ裁判に参加する前にトレーニングを受け ることが義務付けられた(片山 2012, Kaitesi 2014)。ガチャチャ法を通読して理解し、責 任を持って量刑を定める一連のプロセスは、多くの人々、特に女性たちにとって全く新し い経験だっただろう。

Avega のスタッフとして未亡人たちを支援してきた女性は、「ジェノサイドが起こった とき、女性は男性よりも精神的に弱かった。ジェノサイドが進行するにつれて、皆が正常 心を失っていった」と当時の様子を表現した。さらに、先述の判事のトレーナーは、その ような経験をしたサバイバーの女性たちが判事になることは、「急に社会にさらされ」、「意 思決定をする経験を得た」ことを意味したと説明した。そして、「ジェノサイド後のルワン ダでは、ジェンダーイシューの状況が変化した」と考えているそうだ。それは、ジェノサ イド以前と比べて、女性たちの家庭や社会における役割が変わったという意味である。

一方、女性の被害者にとって加害者との「和解」は「安全保障」の問題でもあったよう だ。すなわち、一般的に被害者の心情としては、加害者と共生していくのは困難なことで あったが、加害者との関わり方は各女性が置かれた状況によって変わってくる。例えば、 加害者が被害者宅の家の修理などの作業への協力を申し出た場合、単身で高齢の女性被害 者はそれを受け入れるという。反対に若かったり、家族と住んでいたりする女性は、加害 者と和解する意思がなければ、申し出を拒否することができる。このように、ポスト紛争 社会で生き延びなければならない女性たちの安全保障は年齢や環境によって大きく左右さ れ、和解のあり方に影響すると思われる。

7. 考察

まず、ガチャチャ裁判において GBV ケースが非公開形式で審理されたことに関して、 その最大のメリットは、加害者処罰の迅速化であった。コミュニティ・レベルで審理を行 うことで、正義へのアクセスを望む被害者にとってはより早く加害者に裁きを与えられる 可能性が高まった。

しかし、GBV ケースの被害者にとって、コミュニティは広すぎると同時に狭すぎるとい うディレンマがあった。自分の暮らすコミュニティの住民大勢の面前で GBV の被害を公 表することは極めて苦難であり、また、そうすることでプライヴァシーが露出され、最も 近しい家族や住人たちから拒絶されるのではないかという恐怖や羞恥心があったからだ。 そのディレンマは非公開形式になったからといって、たやすく解消されたわけではなかっ ただろう。コミュニティの中から選ばれ、非公開審理に立ち会った判事は往々にして被害 者や加害者と顔見知りであった。よって、コミュニティ・レベルで GBV ケースを扱うこ とは依然として非常に困難なことであったと評価する。

次に、ガチャチャ裁判に参加をすることで生じた女性たちの生活へのインパクトについ て考察する。インタビューから、判事としてガチャチャ裁判で働いた女性たちは、急に社 会へ放り出され、意思決定をする立場に置かれた衝撃的な経験をしたことがわかった。ジ ェノサイドで多くの男性たちが犠牲になったことの消極的な結果とはいえ、女性判事たち は家庭内の運営責任だけではなく、社会で与えられた機会をもマネジメントする存在にな ったといえる。

けれども一方で、被害者の女性たちの安全保障は年齢や環境によって大きく左右され、 「女性であること」が日々の生活に特有の影響を及ぼしている。さらに、ジェノサイド以 前のルワンダ社会から続く女性の役割や内面化された役割意識が、紛争後の 20 年で劇的 に変化するとは考えにくい。したがって、インタビューで述べられた「ジェンダーイシュ ーの変化」はインタビュイーの属性であった都市部の若年女性、ホワイトカラー層の実感 なのではないか。

昨今、ルワンダでは国会におけるジェンダー・クオータ制や女性の土地アクセス権強化 など、政府の強いコミットメントによりジェンダー主流化が進んでいると評価されている。 しかし、その中で、様々な属性の女性たちのガチャチャ裁判への参加経験がいかに位置付 けられるかという詳細な分析については、今後の課題としたい。

8. 今後の研究への展望

調査のために初めてルワンダを訪れたことは何にも代えがたい貴重な経験だった。現地 で得たネットワークや資料を活かし、研究を進めていきたい。今後は、ガチャチャ裁判の GBV ケースにおける女性の加害者や男性の被害者という存在にも注目したい。さらに、ガ チャチャ裁判に参加した経験が女性たちのエンパワメントに繋がったのか、同時期のルワ ンダにおける他のジェンダー政策やジェンダー指数の動向を学びながら考察を深めたいと 思っている。

9. 参考文献

阿部利洋[2008]『真実委員会という選択――紛争後社会の再生のために』岩波書店。 片山夏紀[2012]「ジェノサイド後ルワンダにおける赦しと和解――ガチャチャ裁判を事例

として」東京大学大学院 総合文化研究科 修士学位論文。

武内進一編[2008] 『戦争と平和の間――紛争勃発後のアフリカと国際社会』アジア経済 研究所。

- Bornkamm, Christoph[2012], *Rwanda's Gacaca Courts: Between Retribution and Reparation.* Oxford: Oxford University Press.
- Clark, Phil[2010], The Gacaca Courts, Post-Genocide Justice and Reconciliation in Rwanda: Justice without Lawyers. Cambridge: Cambridge University Press.
- Human Rights Watch[2011], Justice Compromised: The Legacy of Rwanda's Community-Based Gacaca Courts.
- Ibuka, Kanyarwanda, DED/ZFD[2007], Gacaca and Trauma : Psychosocial guidance for trauma victims in Rwanda.
- Kaitesi, Usta[2014], Genocidal Gender and Sexual Violence: The legacy of the ICTR, Rwanda's ordinary courts and gacaca courts, Cambridge: Intersentia.
- National Service of Gacaca Courts[2012], Summary of the Report Presented at the Closing of Gacaca Courts Activities, Kigali:Republic of Rwanda.

Prosecutor v. Akayesu, Judgement, Case No. : ICTR-96-4-T, 2 September 1998.

ルワンダ東部農村地域における妊娠可能年齢女性の栄養状態と食物へのアクセス

Nutritional Status and Food Access among Female Villagers of Reproductive Age in the Eastern Rwanda

人間文化創成科学研究科

ライフサイエンス専攻 M1 柳沢あゆみ

1. 要約

(和文)

アフリカ全土が抱える問題として、食糧不足に起因する低栄養がある。さらに伝統的に 男性優位な社会であるアフリカ諸国においては「貧困の女性化(feminization of poverty)」 の言葉が存在するように、貧困人口の3分の2は女性であり、貧困とジェンダー格差に苦 しむ女性が多く存在する。

ルワンダ共和国は、1994年の民族間の大虐殺以来、目覚ましい経済発展を遂げると同時 に、国家政策におけるジェンダー主流化(ジェンダー平等を達成するための手段で、あら ゆる政策にジェンダーの視点を取り入れること)が目覚ましい国である。しかし一方で、 いまだ農村部においては、きれいな水や栄養のある食物など生きていくうえで必要な最低 限の物資も不足しているのが現状であり、女性への性差別が残っていることが予測される。

本研究は、2014 年 8 月にルワンダ東部農村地域において、18-49 歳の成人男女を対象 に、身体測定と食物摂取頻度調査を行い、同地域における妊娠可能な年齢の女性の栄養状 態と食物へのアクセスを調査した。

身体測定の結果では BMI18.5 未満である慢性エネルギー欠乏者や BMI30.0 以上の肥満 者の割合は男女ともに少なく、長期栄養状態において男女間に有意差はなかった。食物摂 取頻度調査では、調査票に記載されている 18 品目の食事や料理のうち、Sorghum alcohol、 Avocado、Soup/Sauce with beans の 3 品目において摂取頻度に男女間で有意差が出た (p<0.05)。これら 3 食品の摂取頻度の違いが、男女の栄養素摂取量の差異に影響を及ぼ している要因の一つではないかと考えられるが、他の要因も影響していると考えられる。

(英文)

Undernutrition is a problem in Africa, and it is caused by an insufficient food source. There is also the feminization of poverty in male-oriented societies of African countries, where two-thirds of impoverished individuals are females, and women also suffer from gender discrimination.

The Republic of Rwanda has accomplished significant economic development since the 1994 genocide, and gender mainstreaming, which was a means for achieving gender equality, has been a remarkable feat in their national policies. However, basic supplies such as clean water and nutritious foods are lacking in the rural regions of Rwanda, and it is thought that gender discrimination against women still exists.

A survey—the body measurement and food frequency questionnaire (FFQ)—was administered to adult men and women aged 18–49 years to determine the nutritional status and accessibility to

food among female villagers of childbearing age in the eastern region of Rwanda.

The results of the body measurements showed that there were very few men and women with chronic energy deficiency (body mass index [BMI] < 18.5) or who were obese (BMI \ge 30.0). No significant differences were observed between men and women in long-term nutritional condition. As for the consumption frequencies of three items listed in the FFQ, which included sorghum alcohol, avocados, and soup/sauce with beans, there were significant differences between men and women (p<0.05). The difference in intake frequency of these three items may influence the differences in the nutritional intake of men and women, but there may be other factors that affect gender difference in nutritional intakes.

2. 現地調査期間: 2014 年 8 月 18 日~8 月 31 日

3. 調查背景

アフリカ全土が抱える問題点として、食料不足に起因する低栄養がある。なかでも、妊娠が可能な年齢のアフリカ人女性に占める慢性エネルギー欠乏者(BMI18.5 未満)の割合は 2008 年時点においても 10%を超え(Robert et al [2013])、妊娠前からの栄養状態の悪さが、妊産婦死亡や乳幼児死亡の危険因子となっている。その要因の一つとして、伝統的に男性優位な社会であるアフリカ諸国において、女性が食物へのアクセスにおいて不利な立場にあることがあげられる。

ルワンダ共和国(以下、ルワンダ)は、1994年に起きた大虐殺より、「アフリカの奇跡」 と呼ばれる復興を遂げた国である。「平和構築」への努力によって、現在アフリカの平均を やや下回る程度まで経済水準が回復した。女性国会議員の割合が世界一を達成するなど、 国家政策におけるジェンダー主流化が目覚ましい国である。しかし、いまだ社会・経済発 展の恩恵を受けにくい農村部においては、きれいな水や栄養のある食物、調理のための薪 など、生きていくうえで必要な最低限の物資も不足しているのが現状であり、女性への性 差別が残っていることが予測される。

本調査はルワンダ東部農村地域における半定量的食物摂取頻度調査票(food frequency questionnaire: FFQ)の開発とその評価を目的に 2013 年 3 月から始まった研究の一環を担っている。2013 年 3 月と 8 月及び 2014 年 3 月、調査対象地域において 1 日間の他記式秤量記録法による食事調査を当研究室のカバリエロ等が行った。これらのデータを基に、料理や食品の性・年齢階級別 1 回あたりの平均摂取量(ポーションサイズ)とそこに含まれる栄養素等含有量を算出し、半定量的 FFQ を当研究室の網谷等が開発した。

今回の調査は、この開発した FFQ を用いて実施する初めての現地調査となる。成人男女 (18-49歳) 57 名を対象に、料理や食品の習慣的な摂取頻度を聞き取り調査し、食物へ のアクセスを評価する。

4. 調查目的

女性自身の健康と次世代の子どもたちへの影響が大きい、18-49歳の妊娠可能な年齢の 女性を調査対象集団とし、同年代の男性と比較することにより、ルワンダ東部農村地域に おける妊娠可能な年齢の女性の栄養状態と食物へのアクセスを評価することを目的とした。 また、通常、妊娠可能な年齢は 15-49 歳と定義されているが、栄養素摂取量の評価をす る際に、成人(18歳以上)の食事摂取基準を使用したため、今回の調査では 18-49歳と した。

5. 調查方法

首都キガリから約 65km 東部にある Kayonza District の Mwiri 地区 12 世帯と Rukara 地区 19 世帯を調査世帯とし、世帯に含まれる 18-49 歳の成人男性 19 人、成人女性 38 人、合 計 57 人を調査対象とした(表 1)。この 2 地域は World Vision Rwanda(以下、WVR) により、人口規模、社会経済レベル、気候風土が同程度だとみなされている。2 地域にお ける人口は、Mwiri 地区は約 26,000 人、Rukara 地区は約 23,000 人である。また、調査世 帯は WVR に選定してもらった後、調査協力の承諾を得ることができた家庭であり、所得 水準、職業、教育水準などの社会経済的な状況については考慮していない。

		男性			女性	
	Rukara	Mwiri	計	Rukara	Mwiri	計
年齡階級	(19世帯)	(12世帯)	(31世帯)	(19世帯)	(12世帯)	(31世帯)
18-19歳	1	1	2	4	1	5
20-29歳	3	0	3	8	4	12
30-39歳	4	5	9	6	7	13
40-49歳	2	3	5	6	2	8
合計	10	9	19	24	14	38

【表 1】性·年齡階級別対象者数

調査内容については以下のとおりである。

(1) 身体計測

持参した計測器により、調査対象者の身長と体重を実測した。身長と体重から BMI を算 出し、BMI18.5 未満、BMI18.5 以上 30.0 未満、BMI30.0 以上の 3 群に分け、世界保健機 関で定めた肥満判定基準値にならい BMI18.5 未満を慢性エネルギー欠乏、BMI30.0 以上を 肥満と定義し、慢性エネルギー欠乏者と肥満者の割合を算出した後、その割合を男女間で 比較した。

(2) 18 品目の食物摂取頻度調査

食物へのアクセスは、食物摂取頻度により評価した。調査地域において、過去に3回実施した食事調査結果に基づいて選定した食品や料理の摂取頻度を、通訳を介した聞き取り調査によって把握した。食物摂取頻度調査票(資料添付)は5カテゴリから構成され、18品目の食品や料理が含まれている。調査地域の典型的な食事として頻繁に食されているもの11品目¹ (Porridge (2種)、Agatogo (2種)、Soup/Sauce (3種)、Boiled banana/potato、

¹Porridge はトウモロコシ粉などをお湯で溶いたおかゆ、Agatogo は青バナナや芋、野菜を 一緒に煮込んだ煮物、Ubugari はキャッサバ粉を水と煮込み、餅状になるまでこねたもの、 Umutsima はトウモロコシ粉を Ubugari 同様、水と煮込み餅状になるまでこねたものである。

Rice、Ubugari、Umutsima)や、喫食頻度は少ないものの栄養価が高く、摂取が推奨される もの2品目(Egg、Milk)、現金で購入する必要があるため、経済状態により摂取頻度に差 がでやすいもの2品目²(Mandazi、Commercial beverage)、社会・文化的な風習により男 女間で差がでやすいもの1品目³(Sorghum alcohol)、エネルギー摂取に主に寄与するもの 2品目(Sweet banana、Avocado)が含まれる。これらの食品や料理の日常的な頻度を「1 日に3回以上食べる」から「まったく食べない」までの9段階で回答してもらう。

調査後、摂取頻度の分布を考慮した上で、9つの頻度カテゴリのうち「1日に3回以上 食べる」から「1週間に1回食べる」までを「多い群」とし、「1か月に2-3回食べる」 から「まったく食べない」までを「少ない群」の2群とし、その割合を男女間で比較する ほか、摂取頻度を1日あたりの摂取回数に換算し(表2)、男女間で摂取回数を比較した。

また、摂取頻度に 18 品目の各食品や料理の男女別 1 回あたりの平均摂取量(ポーショ ンサイズ)中の栄養素等含有量を乗じることで、習慣的な摂取量を算出し(エネルギー・ たんぱく質・カルシウム・鉄・ビタミンA)、それを世界保健機関(以下、WHO)及び国 連食糧農業機関(以下、FAO)、国際連合大学(以下、UNU)が発表している必要量(た んぱく質・カルシウム・ビタミンA)と米国医学研究所(以下、IOM)が発表している必 要量(鉄)と比較した(WHO/FAO/UNU[2007]、FAO/WHO[2001]、IOM[2001])。

食物摂取頻度調査における	計 算 式	1日あたりの
日常的な摂取頻度のカテゴリ	(摂取回数÷日数)	摂取回数
More than 3 times / day	$3 \div 1 = 3$	3
2 (twice) / day	$2 \div 1 = 2$	2
1 (once) / day	$1 \div 1 = 1$	1
5-6 times / week	$5.5 \div 7 = 0.78$	0.8
2-4 times / week	$3 \div 7 = 0.42$	0.4
1 (once) / week	$1 \div 7 = 0.14$	0.1
2-3 times / month	$2.5 \div 30 = 0.083$	0.08
1(once) / month or less	$1 \div 30 = 0.033$	0.03
Never		0

【表2】食物摂取頻度調査における9つの摂取カテゴリを1日あたりの摂取回数に換算

6. 調査結果

(1) 身体計測

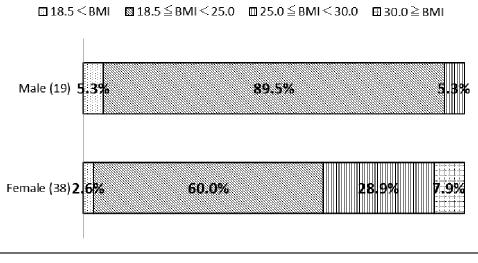
慢性エネルギー欠乏者(BMI<18.5)の人数は男性1人(5.3%)、女性1人(2.6%)だった。肥満者(BMI≧30)の人数は、男性は0人(0%)、女性は3人(7.9%)であった。 慢性エネルギー欠乏者、肥満者ともに男女間に有意な差は出なかった。また BMI18.5 以上 30 未満中でも標準体重である BMI18.5 以上 25.0 未満の割合が、男性は 89.5%、女性は 60.0%、過体重である BMI25.0 以上 30.0 未満の割合が、男性は 5.3%で女性は 28.9%であった(図 1)。

² Mandazi は揚げパン、Commercial beverage はコーラやファンタなどの炭酸飲料で、露 店で販売されている。

³ Sorghum alcohol は、ソルガムを発酵させて作ったアルコール飲料である。

	男性 (n=19)		女性((n=38)	フィッシャーの直接確率検定		
	人数	(%)	人数	(%)	p值		
慢性エネルギー欠乏(BMI<18.5)	1	(5.3)	1	(2.6)	0.560		
肥満(BMI≧30)	0	(0.0)	3	(7.9)	0.288		

【表3】慢性エネルギー欠乏者と肥満者の男女別割合



【図 1】BMI4 群における男女別割合

(2) 18 品目の食物摂取頻度調査

①摂取頻度が「多い群」と「少ない群」の2群における男女比較

調査地域の典型的な食事として頻繁に食されている Porridge (2種)、Agatogo (2種)、 Soup/Sauce (3種)、Boiled banana/potato、Rice、Ubugari、Umutsima では、どの食品におい ても男女間に摂取頻度の有意な差はなかった。2 種類の Agatogo のうち、たんぱく質を多 く含むことから摂取が推奨される Agatogo with animal food or beans は、男女共に摂取頻度 が月に 2-3 回以下である「少ない群」の方が多く、たんぱく質含有量が少ない Agatogo without animal food and beans の方が、1週間に1回以上食べる「多い群」の割合が高く、 頻繁に食べられていることが分かった。また、3 種類の Soup/Sauce においても、動物性の 良質なたんぱく質が含まれる Soup/Sauce with animal food と植物性のたんぱく質が含まれ る Soup/Sauce with beans とたんぱく質含有量が少ない Soup/Sauce without animal food and beans では、植物性のたんぱく質が含まれる Soup/Sauce with beans が男女ともに最も多く食 べられていることが分かった。摂取頻度は少ないものの栄養価が高く、摂取が推奨される Egg、Milkの2品目においても、男女間に有意差はなかった。また、Egg については、摂 取が推奨されているものの、男女ともに「少ない群」が

8割を超え、あまり食べられてい ない食品であることが分かった。現金で購入する必要があるため、経済状態により摂取頻 度に差がでやすい Mandazi、Commercial beverage においても男女間で有意差はなかった。 また、男女共に Mandazi、Commercial beverage は、「少ない群」が 8 割近くいるため、これ らの嗜好品はあまり食べられていないことが分かった。社会・文化的な風習により男女間 で差がでやすい Sorghum alcohol においては、 男性の「多い群」 が 63.3%、女性の「多い群」 が 18.4%であり、男性の方が女性に比べて有意に摂取頻度が高かった (p<0.01)。エネル

ギー摂取に主に寄与する Sweet banana と Avocado では、Avocado において男性の「多い群」 が 73.7%、女性の「多い群」は 44.7%であり、男性の方が女性に比べて摂取頻度が有意に 高かった (p<0.01) (表 4)。

	男性	(n=19)	女性	(n=39)	ピアソンの <i>χ</i> 2検定
食品	人数	(%)	人数	(%)	p值
Porridge maize flour					
多い群	9	(47.4)	16	(42.1)	0.706
少ない群	10	(52.6)	22	(57.9)	
Porridge mixed flour				(00.4)	
多い群	8	(42.1)	26	(68.4)	0.056
少ない群 Agatogo with animal food or beans	11	(57.9)	12	(31.6)	
Agatogo with animal rood or beans 多い群	9	(47.4)	12	(31.6)	
少ない群	10	(52.6)	26	(68.4)	0.244
Agatogo without animal food and beans	10	(02.0)	20	(00.1)	
多い群	16	(84.2)	30	(78.9)	3
少ない群	3	(15.8)	8	(21.1)	0.735 ^ª
Soup/Sauce with animal food					
多い群	9	(47.4)	9	(23.7)	0.070
少ない群	10	(52.6)	29	(76.3)	0.070
Soup/Sauce with beans					
多い群	18	(94.7)	38	(100.0)	0.333ª
少ない群	1	(5.3)	0	(0.0)	0.000
Soup/Sauce without animal food and beans				(00.5)	
多い群 少ない群	11	(57.9)	15	(39.5)	0.188
	8	(42.1)	23	(60.5)	
Boiled banana/potato 多い群	17	(89.5)	31	(81.6)	
少ない群	2	(10.5)	7	(18.4)	0.703 ^ª
Rice	2	(10.5)	/	(10.4)	
多い群	7	(36.8)	16	(42.1)	
少ない群	12	(63.2)	22	(57.9)	0.703
Ubugari		····/		(,	
多い群	14	(73.7)	29	(76.3)	1.000 ^ª
少ない群	5	(26.3)	9	(23.7)	1.000
Umutsima					
多い群	7	(36.8)	16	(42.1)	0.703
少ない群	12	(63.2)	22	(57.9)	
Egg	0	(15.0)	-	(10.0)	
多い群	3	(15.8)	5	(13.2)	0.544 ^ª
少ない群 Milk/Tea with milk and sugar	16	(84.2)	33	(86.8)	
多い群	11	(57.9)	21	(55.3)	
少ない群	8	(42.1)	17	(44.7)	0.850
Mandazi	U	(72.1)	17	(44.77	
多い群	4	(21.1)	9	(23.7)	
少ない群	15	(78.9)	29	(76.3)	0.552 ^ª
Commercial beverage					
多い群	3	(15.8)	4	(10.5)	0.4008
少ない群	16	(84.2)	34	(89.5)	0.429 ^a
Sorgum alcohol					
多い群	12	(63.2)	7	(18.4)	0.001
少ない群	7	(36.8)	31	(81.6)	0.001
Sweet banana	_			(0.0)	
多い群	5	(26.3)	10	(26.3)	0.631ª
少ない群	14	(73.7)	28	(73.7)	
Avocado 多い群	14	(70 7)	17	(11 7)	
多い 母 少ない 群	14 5	(73.7)	17	(44.7) (55.2)	0.039
<u> 少ない</u> aフィッシャーの 直接確率 検定	5	(26.3)	21	(55.3)	

aフィッシャーの直接確率検定

【表 4】「多い群」「少ない群」の2群における男女間の比較

②18品目の1日あたりの摂取回数の男女比較

調査地域の典型的な食事として頻繁に食されている 11 品目中、Soup/Sauce with beans の1日あたりの摂取回数が女性は0.7から1.0回(1週間に5-6回から1日に1回食べる) に対し、男性は0.4から0.8回(1週間に2-4回から1週間に5-6回食べる)であり、 女性の方が男性に比べて摂取回数が有意に多かった(p<0.01)。反対に Sorghum alcohol においては、男性は1日あたり0回から0.8回(まったく飲まないから1週間に1回飲む) であるのに対し、女性は1日あたり0回から0.0075回(まったく飲まないから1か月に1 回以下しか飲まない)であり、男性の方が女性に比べて、摂取回数が有意に多かった (p<0.01)。その他15品目においては、1日あたりの摂取回数において男女間に有意差は なかった(表5)。

	男	性 (n=19)	女	性 (n=38)	Mann-WhitneyのU
食品	中央値	25パーセンタイル値	中市店	25パーセンタイル値	検定
	甲犬個	75パーセンタイル値	中央値	75パーセンタイル値	P値
Porridge maize flour	0.08	0.00 0.80	0.00	0.00 0.40	0.457
Porridge mixed flour	0.03	0.00 1.00	0.40	0.00 1.00	0.161
Agatogo without animal food and beans	0.08	0.03 0.40	0.03	0.00 0.10	0.268
Agatogo with animal food and beans	0.10	0.10 0.40	0.40	0.10 0.80	0.181
Soup/Sauce with animal food	0.08	0.03 0.40	0.03	0.03 0.09	0.093
Soup/Sauce with beans	0.80	0.40 0.80	0.80	0.70 1.00	0.008
Soup/Sauce without animal food and beans	0.10	0.03 0.40	0.06	0.00 0.10	0.051
Boiled banana/potato	0.40	0.10 0.80	0.40	0.10 0.80	0.423
Rice	0.08	0.03 0.10	0.08	0.03 0.40	0.445
Ubugari (cassava)	0.10	0.08 0.40	0.10	0.10 0.40	0.814
Umutsima (maize)	0.08	0.03 0.10	0.08	0.03 0.10	0.714
Egg	0.00	0.00 0.03	0.00	0.00 0.03	0.443
Milk Tea with milk and sugar	0.10	0.00 0.40	0.10	0.03 0.40	0.635
Mandazi	0.03	0.00 0.08	0.00	0.00 0.09	0.813
Commercial beverage	0.03	0.00 0.08	0.03	0.00 0.03	0.578
Sorgum alcohol	0.10	0.00 0.80	0.00	0.00 0.01	0.002
Sweet banana	0.03	0.00 0.10	0.03	0.02 0.10	1.000
Avocado	0.10	0.03 0.40	0.08	0.03 0.10	0.209

【表 5】FFQ18品目の1日あたりの摂取回数の男女間での比較

③栄養素摂取量と必要量との比較

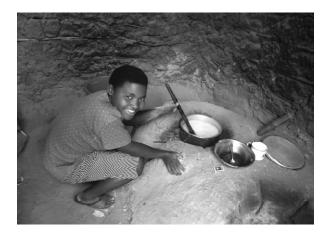
エネルギー、たんぱく質、ビタミンA、鉄、カルシウムの5つの栄養素摂取量を男女別 に比較すると、どの栄養素においても男性の方が女性に比べ多く摂取している。エネルギ ーの必要量については、対象者個人の BMI で判定するため、エネルギー必要量との比較 は行わない。男性はエネルギー摂取量が 1,472kcal で、18.5 \leq BMI<25.0 の該当者が最も 多く全体の 89.5%だった。女性においては、エネルギー摂取量が 866kcal で、全体の 60.0% が 18.5 \leq BMI<25.0 に該当したが、BMI \geq 25.0 は 36.8%だった。たんぱく質、ビタミン A、鉄、カルシウムの 4 つの栄養素において UNU/WHO/FAO と IOM が発表している必要 量と比較した結果、すべての栄養素に対して不足者の割合は女性の方が男性に比べて高か った(表 6)。

~ ~ * * =		男性 (n=19)	女性 (n=38)				
	栄 養 素	平均摂取量 ± 標準偏差					
エネルギー	(kcal)	1472 ± 785	866 ± 666				
たんぱく質	(g)	31.3 ± 16.6	19.3 ± 15.0				
ビタミンA	(µgRE)	368 ± 208	208 ± 134				
鉄	(mg)	8.9 ± 5.4	4.8 ± 4.1				
カルシウム	(mg)	280 ± 124	205 ± 154				
		必要量に対する	不足者の割合(%)				
たんぱく質(男性=40.0g、女性=38.3g)	73.7	92.1				
ビタミンA (男	性=300µgRE、女性=270µgRE)	36.8	73.7				
鉄(男性=6.0	Omg、女性=8.1mg)	42.1	86.8				
カルシウム (男性、女性=840mg)	100	100				

【表 6】栄養素摂取量と必要量との比較



【写真 1】FFQ を行っている様子



【写真 2】 Porridge を作っている様子

7. 考察

発展途上国の多くの国では、以前から慢性エネルギー欠乏者の割合が高いことが問題に なっている。しかし、近年では肥満者の割合も高くなっており、低栄養と過栄養の問題が 同時に存在する「栄養失調の二重苦(double burden of malnutrition)」を抱える国が多くみ られる。

ルワンダ東部農村地域の人々における身体測定の結果から、BMI18.5 未満である慢性エネルギー欠乏者、BMI30.0 以上である肥満者の割合は男女共に少なく、男女差はみられなかった。しかしながら、BMI18.5 以上 30.0 未満の中でも、過体重に分類される BMI25.0 以上 30.0 未満の割合が男性では 5.3%、女性では 28.9%であり、ルワンダ東部農村地域ではふくよかな女性が多いことが分かった。途上国において肥満者や過体重者の増加、特に

女性の肥満者が男性に比べて多くなってきていることが近年報告されているが、ルワンダ 東部農村地域においても同様の現象が起きていることが考えられる。

18 品目の食物摂取頻度調査票を使った食事調査では、Sorgum alcohol や Avocado におい て、男性の方が女性に比べて有意に多く摂取していることが分かった。アルコール類にお いては、女性の飲酒を禁止する社会や文化が存在するなど男女差が出やすい食品である。 また、途上国の多くの家庭では、男性が家計支出の使い道に関する決定権を握っている家 庭が多く、現金で購入する必要がある食品については、男性の摂取量が女性に比べ多くな る傾向がある。Sorgum alcohol は、現金で購入する必要があるため、男性の方が女性に比 べ、摂取量が多くなりやすい食品であり、ルワンダの東部農村地域でも、社会・文化的背 景により女性はお酒を飲まない又は男性に比べ飲む頻度が少ない習慣があると言える。ま た Mandazi や Commercial beverage においても、有意な差ではなかったが、男性の摂取頻度 が女性に比べ多く、現金で購入する必要がある食品については、男性の摂取頻度が高くな

Avocado の摂取頻度が男性は女性に比べ有意に高かったことについて、Avocado は家庭 内で栽培し、自家消費する食品であるが、市場において現金で購入する場合も考えられる ため、男性の摂取頻度が女性より高くなったと考えられる。

典型的な食事として頻繁に食されている 11 品目については、調査の結果、男女の間に 摂取頻度の差がほとんどの項目において認められなかった。その要因としては、同じ家庭 内で同じ料理を食べているため、男女間で摂取頻度に差が出なかったのではないかと思わ れる。しかし、例外的に Soup/Sauce with beans においては、女性の摂取頻度が男性に比べ 高くなった。その要因については、今後さらに検討が必要だと思われる。

栄養素摂取量に関しては、エネルギー、たんぱく質、ビタミンA、鉄、カルシウムの5 つの栄養素のうち、すべての栄養素に関して男性の方が女性に比べて多く摂取している。 これは、男性と女性とでは一回あたりに食べる量(ポーションサイズ)が異なるため、一 回あたりの摂取量が多い男性は、必然的に栄養素摂取量も女性に比べて高くなるためだと 推測される。しかしながら、18品目の食品や料理の摂取頻度調査で、女性に比べて男性は、 エネルギー寄与率が高い Avocado や Sorgum alcoholの摂取頻度が高いことが分かり、男性 と女性の摂取エネルギー量の違いは、ポーションサイズの違いの他にも、これらの食品の 摂取頻度による違いが影響しているのではないかと考えられる。しかし、相対的には他の 要因も影響していると考えられるため、さらに検討が必要だと思われる。

8. 今後の研究への展望

途上国において、貧困や低栄養、慢性疾患に関する調査が多く行われている一方で、細 かい栄養素レベルまで踏み込んだ食事調査は、多くの時間やコストがかかるという問題点 から行うことが難しく、実際ほとんど行われていない。今回の調査地域であるルワンダも 同様であり、栄養摂取の実態はほとんど明らかになっていなかった。今回の調査で使用し た FFQ は、ルワンダ東部農村地域の人々が、食品や料理の摂取頻度を答えるだけで、そ の人の習慣的な栄養素摂取量が把握できる簡便なツールである。今回の調査では、調査対 象者の習慣的な栄養摂取状況を知ることができたため、これらの結果を基に、どのような 食事が推奨され、現在の食事をどう改善していくべきかなど、地域の方の食生活に密着し た栄養教育の提言を行っていく予定である。

9. 参考文献

英語文献

Elizabeth Powley [2008], "Rwanda: Women Hold Up Half the Parliament".

FAO/WHO [2001], Human Vitamin and Mineral Requirements.

IOM [2001], DIETARY REFERENCE INTAKES.

Rebecca Kanter *et al* [2012], "Global Gender Disparities in obesity: A Review", *A merican* Society for Nutrition 3(4) : pp. 491-498.

Robert Black et al [2013], "Maternal and child undernutrion and overweight in

low-income and middle-income countries", *The Lancet* 382(9890) : pp. 427-451. WHO [2010], World Health Statistics 2010.

WHO/FAO/UNU [2007], PROTEIN AND AMINO ACID REQUIREMENTS IN HUMAN NUTRITION.

日本語文献

戸田真紀子 [2008]『アフリカと政治 紛争と貧困とジェンダーーわたしたちがアフリカを 学ぶ理由一』御茶ノ水書房 147-180 頁。

UNICEF [2006] 世界子供白書 2007 16-35 頁。

添付資料

FOOD FREQUENCY QUESTIONNAIRE (FFQ)

Household ID :	ID :	Date :		/ Augı	ust / 2014	Sector :	Rukara / Mwiri
Sex : Male / Fer	nale	Date of	birth :	1	1	Age :	
First name :		Family name :				Researcher's name :	
Height :		cm		Weight :		•	kg
Have you ever attended	d WVPs?	Yes •	No	Are there	any RC in	the HH?	Yes ∙ No

For each food item, indicate with a checkmark the category that best describes the frequency with which you usually eat that item.

Food it	tem	More than 3 times /day	2 (twice) /day	1 (once) /day	5-6 times /week	2-4 times /week	1 (once) /week	2-3 times /month	1 (once) /month or less	Never
Porridge	Maize flour									
Fornuge	Mixed flour									
Agotogo	With animal food or beans									
Agatogo	Without animal food and beans									
Soup / Sauce	With animal food (with / without beans)									
(without	With beans (without animal food)									
potato / banana)	Without animal food and beans									
Boiled bar	nana / potato									
Rice										
Ubugari (c	assava)									
Umutsima	(maize)									
Egg										
Milk / tea v	with milk and sugar									
Mandazi										
Commerci	al beverage									
Sorghum a	alcohol									
Sweet ban	ana									
Avocado										

フランス、アルザス地方におけるイスラーム空間の創出 ーストラスブール・大モスク建設を事例に―

The Creation of Islamic Spaces in Alsace (France) : A Case Study of the Grand Mosque of Strasbourg

人間文化創成科学研究科

ジェンダー社会科学専攻 M2 佐藤香寿実

1. 要約

(和文)

近年フランスでは、公共空間でのスカーフ着用やモスク不足による街頭での集団礼拝が 世俗主義に抵触するとされ、政教分離原則ライシテと「聖俗不可分なイスラーム」との対 立が、メディアや政治の場で盛んに取り上げられてきた。一方、フランス北東部のアルザ ス地方は、独仏によって所有を争われ、19世紀以降四度も帰属が変化し、そのたびに同化 (国民化)を強いられた歴史を持つ。その歴史ゆえ、例外的にライシテの法的基盤である 政教分離法(1905年制定)が適用されておらず、独自の地方法のもとで、他地域とは異な る政教関係が存在する。本研究は、このアルザス地方に着目し、ローカルレベルでイスラ ーム空間がどのように創られ、利用されているかを明らかにすることで、世俗主義と自由 なイスラーム実践の共存可能性を探ることを目的とした。本報告は、特に、2012年に市や 公共団体からの援助を受けて建設されたストラスブール・大モスクの建設過程と利用状況 を探るため、2014 年 8 月 30 日から 9 月 28 日までの約 1 か月間にわたって実施した現地 調査の報告書である。参与観察とインタビューに基づく調査の成果として、ストラスブー ル市におけるイスラーム空間の多様性が浮き彫りになった他、ストラスブール・大モスク の建設過程において宗教間協力が促進される一方で諸アクター間の対立関係も存在してい たこと、このモスクが新しいイスラームイメージの構築に貢献していることが明らかにな った。

(英文)

In France, we have always seen in the media the growing conflict between the republic principle of 'laïcité' and Islam which is generally considered not to separate religions and politics. Wearing scarves and group prayers in public are said to be against the French secularism. On the other hand, the Alsace, the northeast of France, has been historically a conflict oriented area often changing sides from Germany to France and vice versa. For this reason, in Alsace, there is a special relation between religions and the State. It is made possible through the unique local law of Alsace, which is different from the national law on the separation of church and state applied to other regions since 1905. The purpose of my study is to search for the conditions of peaceful co-existence between secularism and the free Islamic practices by examining the creation of Islamic spaces on the local level in Alsace region. This is the report of the field survey conducted in the period from August 30th to September 28th 2014. It mainly aims to investigate the establishment and use of the

Grand Mosque which was constructed in 2012 in Strasbourg and which is financially supported by the Strasbourg town and the Alsace region. As a result of the fieldworks and the interviews, it was found that there were diverse forms of 'Islamic Spaces' created in Strasbourg, and that there were both interreligious cooperation and some conflicts during the establishment of the Grand Mosque, and also that this mosque contributed to the creation of the balanced image of Islam in Strasbourg.

2. 現地調査期間: 2014年8月30日~9月28日

3. 調查背景

第二次大戦による人口減少と高度成長期の労働力不足から、フランスは旧植民地国を中 心として大量のムスリム移民を受け入れてきた。石油危機後の 1974 年に新規移民受け入 れ停止措置がとられるが、それまでに来た移民の多くは家族を呼び寄せて定住し、第二・ 第三世代へとイスラームが受け継がれていく。世俗主義社会にムスリムが「統合」されて いく過程で様々な対立が生じるが、フランスのイスラームに関する議論はつねに国家原則 ライシテ(laïcité)とともにあった。日本語で「非宗教性/脱宗教性」と訳されるこの原 則は、王政と結びついたカトリックを公的領域から排除することで信教の自由を保障し、 共和制を確立していくための歴史的な闘争とともに発展してきた(ボベロ、2009)。1905 年制定の「教会と国家の分離に関する法」(以下、1905年法)によって立法化され、現行 の憲法第一条にも「フランスは、不可分の非宗教的(laïque)、民主的かつ社会的な共和国 である。」という形で記載される。ムスリムのスカーフ着用に関する論争に代表されるよう に、この共和国原則としてのライシテと「聖俗不可分なイスラーム」との対立が、メディ アや政治の場で盛んに取り上げられる。しかし、1905年当時ドイツ領だったアルザス地方 では、例外的にライシテの法的基盤となる 1905 年法が適用されていない。代わりに独自 の地方法のもとでコンコルダという政教協約(1801年ナポレオンと教皇ピウス7世が締 結)が残存しており、公認宗教であるカトリック、プロテスタントのルター派と改革派お よびユダヤ教の聖職者には国家から俸給が支払われる他、公立の初等教育学校における宗 教教育が必修となっている(Messner他、2004)。イスラームは公認宗教には入っていない ものの、他地域では起こりえない恩恵を受けることがある。一例として、他地域では1905 年法によって国家や地方団体から特定の宗教組織への金銭的援助は禁止されているが、ア ルザス地域圏の首府であるストラスブール市に 2012 年に建設されたストラスブール・大 モスク (Grande Mosquée de Strasbourg) には、建設資金として市や公共団体から助成金が 拠出された。「フランスにおけるイスラームは、中心的な権威の不在によって、また定住人 口の変遷に応じて、地域ごとに異なる歴史を持っている」(Godard & Taussig, 2007)との指 摘がされる中、地域ごとの文脈でイスラームを捉え直すことが必要とされる。

4. 調查目的

アルザス地方というローカルなレベルでイスラーム空間がどのように創られているか 分析することで、フランスのイスラームと世俗主義の関係性を再考することを目的とする。 特に、ストラスブール・大モスクを研究事例とし、このモスクの建設を可能ならしめた要 因、建設過程における諸アクター間の対立・協調の存在、さらに完成したモスクの利用実 態を明らかにする。

5. 調查方法

アルザス地域圏の首府であるストラスブール市を主な拠点とし、大学やモスクにおける インタビュー調査と、現地研究機関における資料収集を行った。具体的な調査内容を以下 に記す。

- (1)現地の大学機関で隣接分野の専門家たちと面会し、研究に対する助言を得た。ストラス ブール大学プロテスタント神学部の教授でイスラーム学が専門の Ralph Stehly 氏、同じ くストラスブール大学の社会学部教授でアルザスの移民問題に詳しい Laurent Muller 氏、 エクサンプロヴァンス大学の政治学部教授でフランスのイスラーム問題を専門とする Franck Frégosi 氏と面会した。
- (2)ストラスブール・大モスクの建設に直接的/間接的に関わったムスリム4名と、建設のマネジメントを請け負った会社・SERS (Société d'Aménagement et d'Equipement de la Region de Strasbourg: ストラスブール地域整備開発会社)の担当者1名、建設資金援助を行ったアルザス評議会の参与1名と面会し、それぞれ30分~1時間半の半構造化インタビューを実施した。
- (3)金曜礼拝へ参加するなど、ストラスブール・大モスクの利用状況に関してフィールドワ ークを行った。そこで出会った非ムスリムの観光客1名に対する半構造化インタビュー、 ムスリムの利用者1名に対する非構造化インタビューおよび5名のムスリムの利用者と のグループ・インタビューを行った(それぞれ30分~1時間程度)。さらに別のムスリ ムの利用者1名に対し、メールによるアンケートを実施した。そのほか、参与観察中に 得た語りも調査結果に含めてある。利用者に対するインタビューは統一した方法がとれ ず、時間も十分でなかった場合があることを注記しておく。
- (4)ストラスブール市内の他の礼拝所や、ムスリム専用墓地などを訪問した。
- (5)アルザス地方法研究所や国立図書館など、現地研究機関で関連資料の収集を行った。

6. 調査結果

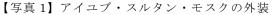
(1)ストラスブール市におけるイスラーム空間

ストラスブール市におけるムスリム人口は、1998 年時点で住民全体の 10%程度と推定 されており、イスラームはカトリック、プロテスタントに続き3番目の宗教となっている (Frégosi, 2001)。ムスリム人口の増加に伴い、ここ30年で「イスラーム空間」が市の景 観にも現れてきている。本研究で扱う「イスラーム空間」とは、第一にモスクや礼拝所の ことであり、ムスリムの宗教実践にかかせない場のことである。同様に、イスラームの規 律を守るために存在するハラール食品店とムスリム用の墓地も、宗教実践には必要なイス ラーム空間であるといえよう。しかし、実際には宗教的スペースと文化的スペースとの線 引きは難しい。礼拝所にはカフェや教室など、宗教的というよりも文化的なスペースが併 設されているケースも少なくない。ファッションは文化的なものであるものの、ムスリム・ ファッション店などは、スカーフや女性の体の線を隠すような服が売られていることから、 宗教と全く関係ないものとは決して断じえない。この観点から、必ずしも宗教実践と関わ るとはいえないが、イスラームを想起させるような文化的な場をも含む、より包括的な概 念としての「イスラーム空間」という語の有効性を考えたい。以下、調査で明らかになっ たストラスブール市内に見られる「イスラーム空間」の様子を記述していく。 ①モスク、礼拝所

ストラスブール市のモスクに関しては、「中央のモスク」(Mosquée centrale)と「界隈の モスク」(Mosquée de quartiers)という二種類の表現が新聞などで見られる(Dernières Nouvelles d'Alsace, 1998)。「中央のモスク」とはストラスブール・大モスクのことで、い わゆる「モスク」の形をしたモスクのことである。「界隈のモスク」とは、もともとは礼拝 目的でつくられたものではないスペースを利用した礼拝所のことで、「近隣の礼拝所」 (lieux de culte de proximité)と表現する学者もいる(Frégosi,2001)。通常ムスリムが集っ て礼拝を行えば、それはモスクと呼ばれるのであるが、ここでは便宜的に、礼拝目的で建 てられたものをモスク、礼拝以外の目的で建てられたスペースを使用しているものを礼拝 所と呼ぶ。ここでは「界隈のモスク」のいくつかを紹介する。

まず、大きい礼拝所として有名なのは、Meinau 地区にあるアイユブ・スルタン・モスク (Mosquée d'Eyyub Sultan)である。この礼拝所はトルコ系の Milli Görüs というイスラーム 団体の分派が管理しており、10,000 mの工場を礼拝用に改築したものである。カフェやハ ラール専門店、教室などが備わっている。男性も女性も同じ礼拝室で祈るが、女性用スペ ースと男性用スペースの間には仕切りがある。施設内にはトルコ語の表示が多く見られた。







【写真2】アイユブ・スルタン・モスク礼拝室内部

鉄道駅のそばには二つの礼拝所がある。ひとつはア ル=イマン・モスクである。AMS(Association des Musulmans de France: フランスのムスリム連盟)とい うイスラーム団体が管理している。モスクの外壁には びっしりと貼り紙が貼られており、すべてフランス語 でイスラームの教えを書いたものや、イスラームを紹 介するような内容である。工事中なので中には入るこ とができなかった。男性用の礼拝スペースと女性用の 礼拝スペースは分かれており、事務所が1つと、教室 が4つあるという。アラビア語、コーラン、モハメッ ドの生涯などについての授業を週一回、半日かけて行



【写真3】「駅のモスク」入口

っている。もうひとつは「駅のモスク」と呼ばれる礼拝所で、女性用と男性用で礼拝室は 分かれており、筆者は男性用スペースには入れなかった。モスクの内部はアラビア語の貼 り紙が多く、フランス語の表示は少なかった。女性用の礼拝スペースには、絨毯の模様以 外にはメッカの方角を指し示すものはなかった。

Meinau 地区にある集合住宅 Résidence Social Metzgerau では、多目的室を礼拝所として使用している。この礼拝所は Foyer de Meinau という名前で呼ばれている。多目的室のドアには、住人以外は使用できないという旨の貼り紙があった。

60 代くらいのアルジェリア出身の男性利用者が案内 してくれたが、女性用の礼拝スペースはなく、女性の 利用者もいないと話してくれた。



【写真 4】Foyer de Meinau 礼拝室

Haute Pierre 地区では、現在新たなモスクの 建設計画が進行中である。中学校と体育館が すぐ近くにある。案内してくれた 50~60 代 の男性ムスリムいわく、完成すればストラス ブールで初めてのミナレット(尖塔)付きの モスクになる。モスクはまだ完成しておらず、 経済的な理由から建設を停止している。建設 が終わるまでは、ムスリムたちは仮の礼拝所 として、徒歩5分ほどの場所にある貸ビルの 一室を使用している。



【写真5】集合住宅



【写真 6】 建設中の Haute Pierre モスク

②その他

ストラスブール市には、2012年にムスリム専用の公共墓地がつくられた。イスラームの 教えに則した埋葬がなされ、公共の集合墓地としてはフランスで最初の例である。アルザ ス以外の地域では、1905年法によって宗教ごとの公的な墓地区画は禁止されており、アル ザスの地方法が実現を可能にしている。また、敬虔なムスリムにとっては食べ物の問題も 重要である。ストラスブールでは、他のフランスの都市と同様に、ハラール専門食品店も 珍しくない。ハラール専門食品店ではない普通の大型スーパーにも、ハラールと表示のあ る食品が置いてある。ハラール取扱いの標示のあるエスニックレストランも多い。他のイ スラーム空間として、ムスリム・ファッションの店を挙げることができる。様々な色・模 様のスカーフはもちろんのこと、露出の少ないワンピースやパーティー用のドレスなどが 販売されており、ファッショナブルなムスリム女性客たちが多く利用していた。また、中 心街の大型書店ではイスラームに関する書籍のコーナーが設けられており、これらの本の 需要の高さが窺える。



【写真7】ムスリム専用公共墓地

【写真8】スーパーで販売されるハラール食品

(2)ストラスブール・大モスク

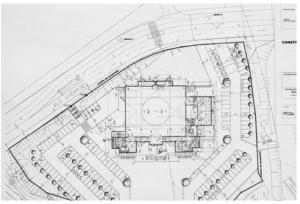
今回、筆者が特に力点を置いて調査を行ったのが、「中央のモスク」と呼ばれるストラス ブール・大モスク(Grande Mosquée de Strasbourg)である。以下ではストラスブール・大 モスクに関して明らかになったことを詳述していく。

ストラスブール・大モスクの立地

トラム停留所 Laiterie から徒歩 5 分程度、バス停 Lycée Pasteur の目の前に位置しており、 道路橋である Hyritz 橋に隣接している。トラム、バス、自動車、徒歩でアクセスでき、交 通の便は非常によい。中学校、高校、ウイルス研究所、市民病院、ストラスブール大学の 医学部キャンパス、カヌー学校が立ち並ぶ一帯にある。また、モスクはイル川とローヌ・ ライン運河の合流地点に位置しており、そこは自然公園の一角となっていて、のどかな雰 囲気を醸している。川に面したモスクの沿道には、ジョギングやサイクリングをしている 人が多い。南西の方角には、ローヌ・ライン運河をまたぐ形で TGV (高速鉄道)や TRF (地域圏急行輸送)の高架橋がかかっている。



【写真9】当初計画されたモスクの模型



【図表1】モスク平面図

②ストラスブール·大モスクの利用状況

モスクの入り口は男性用と女性用で分かれている。男性用入口には大きな扉が2枚つい ており、扉の左右にはそれぞれアラビア語とフランス語で、モスクの完成を記念する石版 がはめられている。男性用入口から入ってすぐ右手に靴箱とトイレ・沐浴場がある。1 階 の男性用礼拝スペースは1,000 ㎡で、1,200 人余りを収容できる。タイルで飾られたミフ ラーブ(メッカの方角を指す窪み)が一つ、その横にミンバル(説教壇)が設置されてい る。大きな丸天井には、採光のために小さな窓のようなものがついている。女性用の入り 口の扉はひとつで、事務所と隣接している。女性用入り口から入って左手のドアを開ける とトイレと沐浴場がある。右手には、女性用の礼拝スペース(2 階)へ到達する階段とエ レベーターが設置されている。2階の女性用礼拝スペースは220 ㎡で260名を収容できる。 2 階のスペースにはテレビスクリーンが三つ設置されており、礼拝時には、1 階で説教を 行うイマーム(導師)の顔が映し出される。



【写真10】ストラスブール・大モスクの入口



【写真 11】男性用礼拝スペース(1 階)



【写真12】女性用礼拝スペース(2階)

礼拝に来る人数は日によってまちまちであるが、金曜以外の平日は、女性用のスペース では1回の礼拝につき10人~20人前後のムスリムを見かけた。礼拝の時間として定めら れていない時間帯にやってきて一人で礼拝をする利用者も多く、フレキシブルに利用され ているため、一日の平均利用者数を割り出すことはできなかった。金曜日の大礼拝では、 礼拝場が満杯になることも多く、またラマダン月などの祭りの時には、礼拝場の外の駐車 場スペースまで信徒であふれかえることもあるそうだ。大礼拝時の説教は、まずイマーム によってアラビア語で行われた後、ボランティアによってフランス語で通訳される。

筆者は、このモスクを利用するムスリム女性7名に対しインタビュー調査等を行った(協

カ者の属性に関しては図表 2 を参照のこと)。インタビューでは、モスクを利用する頻度 やこのモスクに来る理由、ムスリムとして生活していく上での困難などについて尋ねた。 日常的な礼拝の場としてストラスブール・大モスクを選ぶ理由には、「バス停のすぐ近くで 交通の便がいいから」(B氏・C氏)、「フランスで二番目に大きいモスクだから」(B氏・ D氏)、「高校のすぐ近くだから」(D氏)、「大学のキャンパスのすぐ近くだから」(G氏) といった意見があがった。「すぐ近くに住んでいるから。別にどこのモスクでも構わない。」 と言い去って行った女性利用者もいた。以前は利用していたが現在は利用していないとい うA氏は「自分の住んでいるところから遠いからもう通っていない。今は大学キャンパス の近くのモスクによく行く。」と話してくれた。どのモスクに行くのか、ということに関し ては、家や学校、職場からの近さ、生活圏内にあることも重要な指針となっていることが わかった。

モスクは観光スポットとしても利用されている。筆者も短い滞在の中で、ストラスブー ル在住の非ムスリム女性2名、トルコから来た観光客の女性2名、アメリカ人のツアー団 体などに出くわした。信徒が内部を案内している様子も見られ、モスクがムスリムと非ム スリム、信徒と観光客との交流の場所になっていることが窺えた。モスクを訪れたストラ スブール住民の女性(H氏)の話では、「単に審美的な好奇心からここに来た。観光客が 大聖堂に行くように、私もモスクに行ってみたかっただけ。宗教的な意味は全くない。モ スクの中に入ったことがなかったから、どうなっているか知りたかった。」という。彼女は また行きたいとも話しており、モスクに対してポジティブな印象を抱いたようだ。

仮名	年代	性別	出身地	居住地	その他	インタビュー方法
A 氏	20代前半	女	モロッコ	Neudorf 地区	大学院生	非構造化インタビ
						ユー
B 氏	20代前半	女	モロッコ	Koenigshoffe	大学院生	グループ・インタビ
				n 地区		<u> –</u>
C 氏	10 代後半	女	モロッコ	地区不明	高校生	(C氏とD氏は途中
D 氏	10 代後半	女	ストラスブール	地区不明	高校生	で退室)
E 氏	20代前半	女	セネガル	Cronenbourg	大学院生、	
				地区	初訪問	
F 氏	20代前半	女	セネガル	Neudorf 地区	大学院生、	
					初訪問	
G 氏	10 代後半	女	モロッコ	地区不明	大学生	メールでのアンケ
						— ŀ
H 氏	70 代後半	女	ストラスブール	Robertsau	学習補助ボラ	半構造化インタビ
				地区	ンティア、非	ユ ―
					ムスリム	

【図表 2】モスク利用に関するインタビュー協力者の属性 (※全員ストラスブール市内に居住)

③建設までの経緯

1975 年、A.E.I.F (Association des Étudiants Islamique de France: フランスのイスラム学生

団体、現在は Grande Mosquée de Strasbourg に改名)のストラスブール支部が誕生する。こ れはモロッコ系のムスリムによる組織であった。現在、刑務所施設付きのイマームをして いる Chaïb Choukri 氏(モロッコ出身、60代)は、学業を終えたのちの1975年~1976年 からこの組織に参加し始めた。彼は「モスク建設のアイデアは、団体の誕生以来ずっと存 在していた。……1975年からすでに、私たちは小さなモスクを建設するために土地を探し ていた。」と語る。幸い1982年に利用可能な廃工場が見つかり、改装して礼拝に使用して いたが、そのスペースも利用者数の増加とともに足りなくなり、特に金曜日は礼拝所に入 りきらない人が外にあふれかえるようになった。旧礼拝所のそばのムスリム・ファッショ ン店を経営する Durak 氏(トルコ出身、60代)は、当時をこう振り返る。「金曜日は、こ こは大パニックだった。たくさんの人がいて、たくさんの自動車があった。以前は、私た ちはいつも屋外で礼拝をしたんだ。」

より広い場所に対する要求は高まり、1992年、ついに当時のストラスブール市長 Catherine Trautmann が礼拝所を訪れ、その翌年にモスクの建設を決定する。特筆すべきは、 1998年に、ストラスブールのユダヤ教大長老、カトリック大司教、プロテスタント教会長 の三氏が共同でモスク建築の後押しをする宣言を行ったことである。病院施設付きのイマ ームで、宗教間対話に積極的に関わる Mohamed Latahy氏(モロッコ出身、50代)は、以 下のように証言する。「この計画はもちろんストラスブール市に支えられたけれど、それだ けでなく、カトリック、プロテスタント、そしてユダヤ教の宗教共同体にも支えられた。 私たちはすでに彼らとの宗教間対話の歴史を持っていた。だからこそ(モスクの建設計画 が)より簡単だった。」そのような後押しもあり、2000年、AEIF は市との長期賃貸借契約 によって土地を得ることに成功した。さらに、同年に建設プロジェクトのコンクールが行 われる。世界的に著名な5名の建築家によって各々のプロジェクトが紹介されたのち、12 人から構成される審査員団によって、イタリア人建築家である Paolo Portoghesi のプロジェ クトが選ばれた。

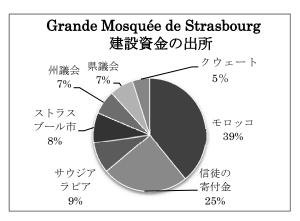
2001年には、市政が中道左派の PS (Parti Socialiste:社会党)から中道右派の UMP (Union pour un Mouvement Populaire:国民運動連合) へと変化し、建設計画は検討し直されること となった。モスク建設の責任者であった Fouad Douai 氏 (モロッコ出身、50代)は 2001 年、市政が変わる 1 か月前に建設許可申請を提出したが、市政の変化によって建設計画は 18 か月間停止することになったという。また、新しい UMP の市長によって、当初計画されていたミナレット (尖塔) と図書館などの文化施設の建設を却下されることとなった。 Douai 氏によると、「市長は、もしヴィジブルなイスラームの建物ができれば、人々が FN

(Front National:国民戦線)に投票し、極右が台頭すると言っていた」という。また、自 身もモスク建設に間接的に関わっていたというエクサンプロヴァンス大学の Franck Frégosi 教授は、ミナレットが忌避された理由として、「ミナレットは何か支配的なものを イメージさせる。すでに右派は巨大なムスリム向けの場所をつくることを受け入れがたく 感じていたし、多くのフランス人にとっては、ミナレットは根を張り上昇するイスラーム の象徴であり、権威を振るうイスラームのイメージだ」と指摘する。

ミナレットと文化施設を除いた形で計画は練り直され、2004年に工事が開始する。しか し、2007年、ドイツの建設業者との間でトラブルがあり、建設計画は再び停止することと なった。建設業者がフランスで丸天井をつくるための資格を有していなかったことと、最

41

初に予定していた金額では足りないと言いだ したことが原因であった。AEIF 側が一方的 に契約を打ち切り、フランスの業者と新たに 契約をすることで、2009 年から建設は再開さ れた。2012 年 9 月に、ついにモスクの落成 式が行われ、モスク管長 Said Alla 氏、モロッ コの政府関係者、ストラスブール・ユダヤ大 長老、CFCM 議長の Mohammed Moussaoui 氏、 Roland Ries 市長 (PS、2008 年に就任)、当時 の内相 Manuel Valls 氏らが参加した。



【図表3】モスクの建設資金出所

モスクの建設資金として、市・県議会・州

議会から計 223 万 400€(建設資金全体の 23%)もの援助がなされた他、モロッコ、サウ ジアラビア、クウェートの政府からも多大な援助がなされている。

④ストラスブール・大モスクの影響

モスクの建築は何をもたらしたのか。まず何よりも、信徒にとっては大きな喜びであっ たはずだ。モスクの利用者 G 氏はこう語る。「完成した時、ついにモスクという名にふさ わしいモスクができたことにほっとした。なぜなら以前はいくつかの地区で、残念な状態 に置かれている何らかの建物しか見当たらなかった。つまり、昔は地下倉庫で、それをな んとか再整備したものだったから。あとは、驚嘆の気持ちです。本当になかなか実感がわ かなかった。」モスク建設に最初から最後まで関わった Douai 氏も、喜びを以下のように表 現する。「もちろん、ほっとしたよ。あなたにとっての修士論文みたいなもの、あるいは出 産を終えた女性たちと同じ気持ち。」Choukri 氏は、「心が熱くなった、本当に嬉しかった。 それ(モスクの完成)は、ストラスブール市にとって、ムスリムにとって、また非ムスリ ムにとっての偉大な祝祭で、勝利だった。なぜならこれはストラスブールのモスクだから。 よそから来たのではなく、ストラスブールで生まれたモスクなんだ。」と語った。一方で彼 は、モスクの建設はまだ途中にあることを言い添える。Latahy 氏も同様の指摘をする。「モ スクの建設はまだ終わっていない。モスク自体は終わったけれども、ミナレットはまだな いし、教室や展示室など、文化的な側面は何一つ終わっていない。」

では、外部に対するモスクの影響力はどのようなものだったか。モスクの持つポジティ ブな影響力として、Douai氏はイスラームが社会の中で可視化される契機になると指摘す る。「今、ムスリムはここにいる。つまりそれは可視的であるということ。見られるという ことは、認知されるということ。ムスリムはもう外国人ではない。」また、Choukri氏いわ く、「人びとはモスクを発見し、訪れるようになった。……このモスクには何千もの人が訪 れる。彼らは訪問し、モスクを見て、イスラームやムスリムに対する見方を変える。」一方 で、Frégosi 教授は別の影響力も指摘する。「一度モスクが建てられると、もちろんリスク がある、いくつかの界隈の組織が、『私たちも礼拝所が欲しい』と言いだす。……モスクの 建設は、時には敵対関係や嫉妬深い反応に貢献することもある。」さらに、市内のムスリム 団体だけではなく、アルザス地域圏内の他の都市における建設計画や、ヒンドゥー教や仏 教など他の宗教団体による礼拝所建設の動向にも影響を及ぼす可能性が示唆された。

7. 考察

ストラスブール市内のフィールド調査からは、ストラスブール市には様々な形態の「イ スラーム空間」が存在していることが明らかになった。多くは部屋の一室や旧倉庫を改装 したような「界隈のモスク」であり、それぞれの特徴を持った礼拝所が多様なイスラーム 団体によって運営されている。筆者が研究対象としたストラスブール・大モスクは、「中央 のモスク」であり、ストラスブールにおいてイスラームが根付いていることを象徴する存 在であるが、実際に利用者に話を聞くと、モスクを選ぶ理由として自分の生活圏内にある ということを重視する人は少なくない。街のシンボルとなるモスクの存在は重要だが、「界 隈のモスク」や「近隣の礼拝所」もまた同様に、自由なイスラーム実践に大きな役割を果 たしている。

また、ストラスブール・大モスクの建設に際して、他の宗教からの協力があったことは 注目に値する。Latahy氏の語りからも分かるように、以前から促進されてきた宗教間の対 話が、この結果に繋がった。アルザス地方にはカトリック、プロテスタント、ユダヤ教の 三宗教が併存してきた歴史があることからも、他地域よりも宗教的多元性が実現されやす い地域性を有している可能性が示唆される。一方で、市政の変化に伴い建設計画が変更さ れたり、モスクをどの団体が管理するかをめぐって一悶着があったりなど、コンフリクト も存在しており、建設までの道のりは決して楽なものではなかった。モスクをヴィジブル なものにしたくない UMP 市政、ミナレット/文化施設を備え、ストラスブールを代表す るようなモスクを構想していた AEIF、モロッコ系団体のモスクをストラスブールのイス ラームの代表として認めたくない他のいくつかのイスラーム団体など、諸アクターの各々 の論理が衝突する場としても、モスク建設を捉えることができる。

最後に、完成したモスクは、ストラスブールにおけるイスラームのプレゼンスを可視化 させ、ムスリムと他の居住者との出会いの場になっている。多くの観光客に訪れられ、メ ディアとは異なるイスラーム像を獲得する契機を提供している。建設に関わった方々の語 りから示されるのは、モスクが市からの援助を受けて完成したことが、彼らにとってイス ラームがストラスブールに根付き、ストラスブールで生まれていることを意味するという ことだ。ストラスブールという街にうまく組み込まれたモスクの存在は、人々のイスラー ム観を変える可能性を存分に秘めている。

8. 今後の研究への展望

今回、ミュールーズやコルマールなど、アルザス地域の他の都市におけるモスク建設に ついては全く調査ができなかったが、ストラスブールと同じく地方法の適用下にあるこの 二つの街でも同様にモスク建設の動きがある。アルザス地方におけるイスラーム空間の在 り方を明らかにするためには、ストラスブールだけでなく、他の街における事例を見るこ とが必要である。また、今回の調査で、1905年法が適用されていないアルザスにおける政 教関係がストラスブールのイスラーム空間の創出に繋がったことは明らかになったものの、 一都市の特殊な事例のみから、フランス全体のイスラームと世俗主義の関係性を捉え直す のは困難である。フランスの他の地域や都市との比較が必須であり、これを今後の課題と したい。 9. 主要参考文献

ジャン・ボベロ、三浦信孝ら訳『フランスにおける脱宗教性の歴史』白水社、2009年。 小泉洋一『政教分離と宗教的自由--フランスのライシテ』法律文化社、1998年。

- Francis Messner, Pierre-Henri Prélot et Jean-Marie Woehrling, [2004] Droit français des religions, LexisNexis.
- Bernard Godard et Sylvie Taussig, [2007] Les musulmans en France, HACHETTE.
- Franck Frégosi, [2001] "Droit de cité de l'islam et politiques municipales: analyse comparée entre Strasbourg et Mulhouse," Franck Frégosi and Jean-Paul Willaime (eds.), *La religieux dans la commune*, Labor et Fides, pp.92-137.
- Karim Abdoun, Mathilde Chevre, Asma Al Atyaoui, Abdel Aziz Faïk [2004] Histoires de mosquées -Recuil de témoignages-, Kalima.

Grande Mosquée de Strasbourg $\pi - \Delta \sim - \checkmark < http://www.mosquee-strasbourg.com/ >$

グローバル社会における平和構築のための大学間ネットワークの創成 一女性の役割を見据えた知の国際連携—

平成 26 (2014) 年度

「平和構築分野における国際調査報告書」

「女子教育・基礎教育分野における国際調査報告書」

2014年12月

お茶の水女子大学グローバル協力センター発行

〒112-8610 東京都文京区大塚 2-1-1 TEL/FAX: 03-5978-5546 E-mail: info-cwed@cc.ocha.ac.jp